

特定家畜伝染病防疫指針の見直しについて（案）

令和8年3月27日
農林水産省
消費・安全局

1 背景・経緯

- (1) 「特定家畜伝染病防疫指針」（以下「防疫指針」という。）は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2に基づき、特定家畜伝染病に関して、家畜の所有者、行政機関、関係団体等が緊密に連携して取り組むべき発生予防及びまん延防止等の措置を講ずるための指針として、農林水産大臣が作成・公表するもの。
- (2) 最近における家畜の伝染性疾病の発生時の状況等を踏まえ、国内防疫体制の強化及び効率化等を目的として、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出法案）が国会に提出され、今後、国会での審議を経て成立・公布された際には、豚熱の疑似患畜のと殺義務の対象範囲の変更に係る規定について、公布日に改正・施行される見込みである。
- (3) このため、このことに係る具体的な運用方法を整理し、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」について、所要の変更を行うこととしたい。

2 変更の方針（留意事項含む）（案）

以下の事項を中心として変更を検討することとしたい。

- (1) 選択的殺処分の導入に伴う運用として以下について記載。
 - ① ワクチン接種区域で豚熱の患畜が確認された場合の患畜のと殺、疑似患畜の殺処分、患畜等の死体及び汚染物品の処理等に係る運用の詳細
 - ② 疑似患畜について、殺処分命令を実施すべき豚等の考え方

- ③ 患畜確認後、患畜が確認された農場で飼養される全ての豚等に対して拡散状況確認検査を実施すること及び当該検査で陰性になった豚等を疑似患畜から除外すること
 - ④ 患畜又は豚熱ウイルス遺伝子が検出された疑似患畜と同居歴のある豚等に対する緊急ワクチン接種
 - ⑤ 患畜確認後の監視プログラム（移動制限及び報告徴求）
- (2) 予防的ワクチン接種の対象家畜からの除外について、都道府県が農林水産省に行う確認を廃止し、試験研究用の豚等について除外対象にできる旨を記載。
 - (3) 予防的ワクチン接種に係る免疫付与状況確認検査結果の取扱いについて、抗体陽性率が80%に満たなかった際の農林水産省への事前の追加接種協議を廃止し、少なくとも1年以内に、追加接種前後の免疫付与確認検査の結果等の事後報告をするよう記載（留意事項）。
 - (4) ワクチン接種後概ね30日以内の豚等の病性鑑定を行う場合に、遺伝子検出検査において陽性が確認されたときのワクチン由来と判断するための要件を明確化するとともに、県が判断するよう記載（留意事項）

3 今後のスケジュール（案）

- (1) 牛豚等疾病小委員会において、変更の方針について議論を行う。
- (2) 併せて、都道府県への意見照会及びパブリックコメントの手続を進める。
- (3) (1) 及び (2) の結果を家畜衛生部会に報告し、変更の方針について答申を得た後、改正法の公布日に改正を行う。